

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険税率及び賦課限度額の改正）

## 1 第2回国民健康保険運営協議会における質問等

- Q 1. 税率改正案のうち後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の所得割率が減っている理由は。
- A 1. 応能応益割合が、今年度は 5.5 対 4.5 となっている一方で、令和 8 年度の改正案については、概ね 5.3 対 4.7 になるよう調整していることから、応能割合を減少させる必要があるため、所得割率を下げています。
- Q 2. 応能応益割合を変更したのは、保険税水準の準統一に向けてということか。
- A 2. 令和 9 年度の保険税水準の準統一に向けて、埼玉県が応能応益割合に係る統一の基準を設けているため、今回は概ねその基準どおりとなるよう設定しています。
- Q 3. 子ども・子育て支援納付金分について、国保の場合、納付額が被保険者 1 人当たりいくらという形で各市町村に割り当てられると思うが、その納付額を所得割と均等割にどのように分けるのか。
- A 3. 埼玉県全体で、子ども・子育て支援納付金分として回収しなければならない金額を、県の示す応能応益割合 5.3 : 4.7 になるよう分割した上で、市町村ごとの所得水準や被保険者の人数に応じて、県が各市町村に割振っているものと認識しております。
- Q 4. 久喜市には子ども・子育て支援納付金分として、いくら割り当てられているのか。
- A 4. 8,474 万 8,037 円が、久喜市として埼玉県に納めるべき子ども・子育て支援納付金分となります。
- Q 5. こども家庭庁の試算によると、子ども・子育て支援納付金分の負担が 1 世帯当たり 350 円と言われているが、今回の税率改正案どおり賦課した場合、概ね試算どおりの負担額になるのか。
- A 5. 国から示されている試算によると、1 世帯当たり 350 円、1 人当たり 250 円となっています。また、1 人当たり 250 円を年額に換算すると、12 ヶ月分で 3,000 円となります。  
久喜市における試算では、一人当たりの年間負担額が 3,000 円弱となりましたので、国から示されている水準と概ね同様の水準になっていることを確認しました。

Q 6. 久喜市は、子ども・子育て支援金制度の説明を加入者へどのような方法で行うのか。

A 6. 年内に制度の概要をホームページへ掲載する予定です。また、税率改正案が決定しましたら、改めてホームページへ掲載します。

さらに、広報紙への掲載を検討しているところですが、紙面の都合がありますので、広報担当課に掲載を働きかけていきたいと考えています。

Q 7. 今回の改正案によって、最終目標がここで達成されて、準統一が1年早まったという考え方でいいのか。

A 7. 医療給付費分の均等割額を除いて、標準税率とほぼ同じ水準になっていますが、令和9年度に県から示される標準税率によっては、税率の改正が必要となる可能性があります。

Q 8. 去年の資料では、令和9年度までの税率の推計が載っていたが、今年はまだ県から令和9年度の税率が示されていないということか。

A 8. 令和9年度までの税率の推計については、今年度も県から示されていますが、その推計値が想定を大きく超える税率であったため、そこに向けて税率を引き上げるというのは難しいところがありました。  
そのため、今回はあくまでも仮算定として県から示された標準税率に合わせて設定しました。

Q 9. 収納率も税率に影響すると思うが、昨年度の収納率や滞納者はどの程度だったか。

A 9. 令和6年度決算の収納率は、現年度分全体で93.1%、滞納繰越分も含めると85.0%です。

また、滞納者数については世帯数で申し上げると、令和6年度決算で2,544世帯、保険税が賦課された世帯全体に占める割合は11.0%となっています。

Q 10. 令和7年度において、保険税の収納が不足する事態は生じていないか。

A 10. 今年度の保険税収入については、11月末時点で収入見込額が予算を8,700万円ほど上回る見込みですので、昨年度のように県から基金を借り入れる予定はありません。

意見1 令和8年度は、税率改正に合わせて新たに子ども・子育て支援納付金分が加わるため、今後、丁寧な説明をしていかないと税率改正そのものが危うくなってしまうと思うので、よろしくお願ひしたい。

## 2 第2回国民健康保険運営協議会以降に提出された意見書について

(1) 保険税が大幅に増額の案となっています。物価高のなか、厳しい経済状況です。市民に対して、丁寧な説明を求めます。

考え方：税率改正に関する説明・周知につきましては、子ども・子育て支援納付金分の創設も含めて、市のホームページや納税通知書への説明資料の同封など、機会を捉えて丁寧に行ってまいります。

(2) これ以上、保険税が上がらないような政策を行っていただきたいと要望します。

考え方：令和9年度に保険税水準の準統一を控えている中で、被保険者の負担を軽減するための政策を市独自に行なうことは難しいものと考えておりますが、国民健康保険の加入者は、他の医療保険制度と比べて所得水準が低いなど、構造的な問題を抱えているということもございますので、財政支援の措置について引き続き国へ要望してまいります。

(3) 第2回国民健康保険運営協議会における資料1の中で、久喜市の数値なのか、県全体の数値なのかがわかりづらい部分があったため、それがわかりやすくなるよう記載するのはいかがでしょうか。

考え方：それぞれの数値が何を表しているのかが明確になるよう、記載内容を検討いたします。